員制度を考える

り日本の司法制度を大きく変 える「裁判員の参加する刑 制度)が施行されます。 裁判に関する法律」(裁判員 2009 (平成21) 年5月よ

限つて国民の中から無作為 として、「有罪」か「無罪」の 判断をしてもらう制度です。 加することにより、 また、国民が刑事裁判に参 身近で分かりやすいものと なり、司法に対する国民の 信頼向上につながることを 目的としています。 この制度は、 断 選んだ一般の方を裁判員 有罪の場合は量刑の 重大事件に 裁判が

ものが国民に対して周知 あり、裁判員制度について 徹底されていないことも 始まろうとしています。 しかし、制度の内容その 題点を含めて国民的な 論がないままに制度が

ができないケースや、

有罪·

束される中で、正常な判断

裁判員として数日間拘

無罪の判断が3名の裁判官

題対策協議会が、 判員制度を年間テーマと して公開講座を行ってい 岡教区では、 この 時局問

第2回 福岡教区時 局問題対策協議会 開 講 座

度の意義と制度への異議」をテーマとして公開 にお迎えし、「なぜ、今、 会館礼拝堂にて、 座が開かれました。 2008 (平成20) 年8月26日に、本願寺福 弁護士の高山俊吉さんを講 裁判員制度なのか 5 制 師 岡

まな問題点をふまえて裁判員制度廃止を訴える 運動をされています。 す会」の代表でもあり、裁判員制度が持つさまざ 高山俊吉さんは、「憲法と人権の日弁連をめざ

つ問題を寸劇で分かりやすく表現したビデオの 映がありました。 今回の講座では、まず初めに裁判員制度が to

員に選ばれた場合、断るこ まねく危険性が高まるというものでした。裁判 ビデオの内容は、裁判員制度によって冤罪を

とがほぼ不可能な制度であ

判官の判断が優先されてし 必ず裁判官1名を含む多数 多数決によってされるが、 と6名の裁判員の計9名の まうというものでした。 決によるため、 ビデオ上映の後、 結果的に裁 講師

ら、裁判員制度は、

200

ート結果によれば、

「義務

ました。 られている陪審員制度との違いなどが説明され 2009 (平成21)年に施行されることになった 経過説明や、 刑事裁判に関する法律」として成立し、5年後の し、2004 (平成16) (平成13)年に司法制度改革審議会が答申を出 アメリカの司法制度にも取り入れ)年に「裁判員 の参加する

う点でした。 して、裁判員は、 有罪」か「無罪 陪審員制度との決定的な違 の判断までしか下さないのに対 量刑の判断にまで踏み込むとい 11 は、 陪審員 は

ことでした。 す。今回の裁判員制度は、多数決での決定であ は原則として全員一致を必要とするという点で り、ここに冤罪を招く危険性が危惧されるとの また、アメリカの陪審員制度は、 評決に関して

憲法違反の疑いも識者から指摘されています。

人も、 する特別世 ことは、「意に反する苦役 員として出頭を強制される せられない。」とあり、 その意に反する苦役に服さ る処罰の場合を除いては、 も受けない。又、犯罪に因 に該当するというものです。 日本国憲法第18条には 行った「裁判員制 2007 (平成19)年 いかなる奴隷的拘 内閣府 一論調 政府広報 査」の 度に関 裁判 束



であっても参加したくない」という回答が3割もあり、「参加したくないが義務であるなら参加せざるをえない」という回答もあわせると8割の方が「参加したくない」との回答をしています。の方が「参加したくない」との回答をしています。の方が「参加したくない」との回答をしています。が国民に強制するのですから、これは憲法が禁が国民に強制するのですから、これは憲法が禁が国民に強制するのですから、これは憲法が禁い国民に強制するのですから、これは憲法が禁いる苦役といえるでしょう。

見られないのが現状です。

質問はほとんどありませんでした。問題についての質疑が多く、宗教的見地からの最後に質疑応答が行われましたが、制度上の



教からの裁判員制度に対しての見解はほとんどき合うのかが問われてくるのですが、今現在宗ただ宗教者として、この裁判員制度にどう向の一つのいい機会になったと感じました。 今回の講座は、制度的な問題を把握するため

本派では、基幹運動計画の中で裁判員制度に本派では、基幹運動計画の中で裁判員制して、まず制度自体を正しく理解し、裁判員制して、まず制度自体を正しく理解し、裁判員制度に対して「教団として、ひとつの方向で結論づけて

少年が、 置いて、事件を人ごととして見ているからでは 残ると考えるのは、自分を正義の側、 と思います」と指摘され、「悪を退治すれば善が に成長するとは思えません。 され「周囲の愛情を十分に受けないで育った青 律も判決も重罰化へと向かっています」と憂慮 らば・・・」で、 号の中で、「怨みに報いるに怨みをもってしたな ないでしょうか」と述べられています。 も、報復心によって、更正をうながすのは困難だ ご門主は2007 (平成19) 年の 罰を重くすることによって立派な大人 「悲惨な事件の報道が続き、 成人受刑者の場合 『大乗』10 善人の側に 法 Ħ

ています。
また、「苦しむ人を温かく支えることでしょまた、「苦しむ人を温囲が受けいれ、支え、苦しみや怒りからむ人を周囲が受けいれ、支え、苦しみや怒りからが、ただ、我慢し押さえ込むのではなく、苦しな人を温かくすえることでしょまた、「苦しむ人を温かく支えることでしょ

つまり、人を裁く立場になったときに念仏者

きして、自分を正 義 (善) としては ことが重要なの ではないでしょ

会にも『歎異抄』 るにも『歎異抄』 の後序で「善悪の なり。そのゆゑ なり。そのゆゑ なり。そのゆゑ

しめすほどにしりとほしたらばこそ、善きをしりたるにてもあらめ、如来の悪しとおぼしめすほどにしりとほしたらばこそ、悪しさをしりたるにてもあらめど、煩悩具足の凡夫、火宅無常のごと、まことあることなきに、ただ念仏のみぞまごと、まことあることなきに、ただ念仏のみぞまごと、まことあることなきに、ただ念仏のみぞまことにておはします」と述べられているように、善きをしめすほどにしりとほしたらばこそ、善きをしくことをいましめられています。

現在のところ宗教的信条によって裁判員を拒現在のところ宗教的信条によって裁判員を拒 表示をする必要があります。そのためにも、まず 表示をする必要があります。そのためにも、まず 表示をする必要があります。そのためにも、まず をは宗教者としてこの制度の問題点をしっかりと というではないでしょうか。